

笠間市告示第560号

平成28年第3回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成28年8月25日

笠間市長 山口伸樹

1 期 日 平成28年9月1日（木）

2 場 所 笠間市議会議場

平成28年第3回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
9月 1日	木	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由説明 〔一般質問通告締切（午前中）〕 〔議案質疑通告締切（午前中）〕
9月 2日	金	休 会	議案調査
9月 3日	土	休 会	
9月 4日	日	休 会	
9月 5日	月	本会議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 決算特別委員会設置・付託 〔議会運営委員会開催〕
9月 6日	火	休 会	常任委員会（総務産業・教育福祉）
9月 7日	水	休 会	常任委員会（建設土木）
9月 8日	木	休 会	決算特別委員会（第1日）
9月 9日	金	休 会	決算特別委員会（第2日）
9月10日	土	休 会	
9月11日	日	休 会	
9月12日	月	休 会	決算特別委員会（第3日）
9月13日	火	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
9月14日	水	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
9月15日	木	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切（午前中）〕
9月16日	金	本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決 閉会 〔全員協議会開催〕

平成28年第3回
笠間市議会定例会会議録 第1号

平成28年9月1日 午前10時00分開会

出席議員

議長	22番	藤枝	浩君
副議長	10番	野口	圓君
	1番	田村泰之	君
	2番	村上寿之	君
	3番	石井	栄君
	4番	小松崎	均君
	5番	菅井	信君
	6番	畑岡洋二	君
	8番	石田安夫	君
	9番	蛭澤幸一	君
	11番	飯田正憲	君
	12番	西山	猛君
	13番	石松俊雄	君
	14番	海老澤	勝君
	15番	萩原瑞子	君
	16番	横倉きん	君
	17番	大貫千尋	君
	18番	大関久義	君
	19番	市村博之	君
	20番	小藺江一三	君
	21番	石崎勝三	君

欠席議員

7番 橋本良一君

出席説明者

市	長	山口伸樹	君
副	市長	久須美忍	君
教	育長	今泉寛	君

市長公室長	藤枝泰文君
総務部長	塩畑正志君
市民生活部長	山田千宏君
福祉部長	鷹松丈人君
保健衛生部長	打越勝利君
産業経済部長	米川健一君
都市建設部長	大森満君
上下水道部長	鯉渕賢治君
市立病院事務局長	友水邦彦君
教育次長	小田野恭子君
消防長	水越均君
笠間支所長	大月弘之君
岩間支所長	岡野正則君
会計管理者	柴田常雄君
監査委員事務局長	太田周夫君

出席議会事務局職員

議会事務局長	飛田信一
議会事務局次長	渡辺光司
次長補佐	堀越信一
主査	若月一
主幹	神長利久

議事日程第1号

平成28年9月1日（木曜日）

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 認定第1号 平成27年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成27年度笠間市水道事業会計決算認定について
- 認定第3号 平成27年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について

- 認定第4号 平成27年度笠間市立病院事業会計決算認定について
- 日程第6 議案第74号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第75号 笠間市手数料条例等の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第76号 笠間市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理等に関する条例等の一部を改正する等の条例について
- 日程第9 議案第77号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第78号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第79号 笠間市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例について
- 日程第12 議案第80号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターともべ及び笠間市営友部駅南口自転車駐車場）
- 日程第13 議案第81号 字の区域の変更について
- 日程第14 議案第82号 工事請負契約の締結について（笠間中学校武道場建設工事）
- 日程第15 議案第83号 工事請負契約の締結について（笠間公民館改修工事）
- 日程第16 議案第84号 動産購入契約の締結について（高規格救急自動車）
- 日程第17 議案第85号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第86号 平成28年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第87号 平成28年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第88号 平成28年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第89号 平成28年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第90号 平成28年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第91号 平成28年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第92号 平成28年度笠間市岩間駅東土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第93号 平成28年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第94号 平成28年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第95号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について

- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 認定第1号 平成27年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第2号 平成27年度笠間市水道事業会計決算認定について
 認定第3号 平成27年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について
 認定第4号 平成27年度笠間市立病院事業会計決算認定について
- 日程第6 議案第74号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第75号 笠間市手数料条例等の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第76号 笠間市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理等に関する条例等の一部を改正する等の条例について
- 日程第9 議案第77号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第78号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第79号 笠間市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例について
- 日程第12 議案第80号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターともべ及び笠間市宮友部駅南口自転車駐車場）
- 日程第13 議案第81号 字の区域の変更について
- 日程第14 議案第82号 工事請負契約の締結について（笠間中学校武道場建設工事）
- 日程第15 議案第83号 工事請負契約の締結について（笠間公民館改修工事）
- 日程第16 議案第84号 動産購入契約の締結について（高規格救急自動車）
- 日程第17 議案第85号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第4号）
 議案第86号 平成28年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 議案第87号 平成28年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 議案第88号 平成28年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
 議案第89号 平成28年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
 議案第90号 平成28年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
 議案第91号 平成28年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
 議案第92号 平成28年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
 議案第93号 平成28年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）
 議案第94号 平成28年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）
 議案第95号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

午前10時00分開会

開会の宣告

○議長（藤枝 浩君） 皆さんおはようございます。

まず初めに、暑い方は上着を脱いで結構でございます。

ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第3回笠間市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

市長挨拶

○議長（藤枝 浩君） ここで、山口市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 平成28年第3回笠間市議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私ともご多忙のところ定例会にご出席をいただき、お礼を申し上げる次第でございます。

さて、この夏も全国的に記録的な猛暑が続きました。その中で日々の暑さを忘れさせるような話題としては、リオ・オリンピックでの日本人選手の活躍であります。メダル獲得数41個は過去最高であり、スポーツ競技においても世界に通じる人材が育ってきていることを痛感した次第でございます。また、今月7日からはリオ・パラリンピックが開催されますので、さらなる日本人選手の活躍が期待されるところでございます。

そして、3年後の2019年には第74回国体が茨城県で開催されることが、先般正式に決定をされました。本県での開催は実に45年ぶりということですが、笠間市では正式競技である軟式野球、ゴルフ、クレーン射撃、そして、デモンストレーションスポーツである合気道の会場地となっています。

茨城県では、茨城国体での活躍が期待される選手やチームを強化指定したところでありますが、笠間市出身選手としては、昨年度のインターハイの陸上男子800メートルで優勝した飯島陸斗さんなど、陸上、ボクシングなどの競技で3名が指定を受けたところであります。また、茨城国体で少年種別に出場できる小中学生をジュニアアスリートとして県にお

いて強化指定をしておりますが、友部中学校から相撲競技で2名の生徒が指定をされております。

さらに、本年に入って、市内の小中高生がスナッグゴルフや野球などさまざまな大会で活躍するニュースを耳にしております。ゴルフでは世界ジュニア選手権で2連覇した畑岡奈紗さんや、先般の日本女子学生ゴルフ選手権競技において優勝した金澤志奈さんのように、国内外で活躍する人材もおります。茨城国体の翌年の2020年には、東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されておりますが、笠間市出身のアスリートが活躍することをぜひ期待したいと思います。

さて、最近の地方を取り巻く情勢でございますが、先月24日に今年度の国の第2次補正予算案が閣議決定されました。先月の2日に閣議決定された経済対策に基づく今回の補正予算の歳出額は、一般会計で3兆9,871億円で、東日本大震災復興特別会計などを含めると4兆5,221億円となっております。

主な歳出の内訳でございますが、子育て・介護の環境整備、少子化対策などを柱とする1億総活躍社会の実現の加速に7,137億円、外国人観光客受け入れ基盤の整備、農林水産業の競争力強化などを柱とする21世紀型のインフラ整備に1兆4,056億円、中小企業対策や地方の支援などに4,340億円、防災対応の強化などに1兆9,688億円が充てられることになりました。

この中で、地方への支援として地方創生の本格展開に向けた取り組みを推進するとされておりますが、具体的な内容としては、未来への投資に向けた地方創生推進交付金として、これまでソフト事業が中心とされていた推進交付金の対象事業について、施設整備などのハード事業に活用できる制度が創設され、その歳出額に新たに900億円が充てられることとなります。また、良好な景観形成の観点からの無電柱化の推進や歩道整備、交差点改良等による交通安全対策に187億円。水道施設の水質安全対策、耐震化対策として400億円などが充てられることになりました。このほか、地域の成長基盤となる社会資本の整備を図るために社会資本整備総合交付金を1,573億円ほど上積みし、生活インフラの整備、観光資源を生かしたまちづくりの推進などに充てられるとされております。9月に招集される予定の臨時国会において、今回の予算案が可決され、国の事業概要が示されましたら、すぐ対応できるよう今後も情報収集に努めてまいりたいと思います。

次に、今年度の事業の状況について、何点かご報告をさせていただきます。

まず、笠間版CCRCについてでございますが、8月の議員全員協議会で、これまでの取り組みの経緯、今年度の取り組みの方針を説明させていただきましたが、笠間版CCRCについては、多世代交流型コミュニティーの形成を目指し、本市の持つ特性を最大限に生かした民間による、まちなかへの住居施設の整備誘導を図ることにより首都圏からのアクティブシニアの移住を促進するとともに、市民に対して好影響をもたらす取り組みとしていくことを基本的な考えとして、議論を進めてまいりたいと考えております。

そのため、お配りした挨拶資料のとおり、市民、産業界、教育機関、金融機関、市議会等で構成される笠間市C C R C推進協議会の第1回目の会議を先月26日に開催をしたところでございます。協議会での主な意見等については、資料のとおりでございますので、後ほどごらんいただければと思います。

今後は、笠間版C C R Cの実現に向けて、事業運営と各主体の役割の明確化などを内容とする計画策定から事業者選定着手までを目指し、議論を進めてまいりたいと思います。

次に、幼保連携型認定こども園かさまこども園につきましては、この4月1日の開園以降、園児に対するきめ細かな教育、保育を一体的に行っているところでございますが、さらなる教育の質の向上をねらいとしまして、茨城大学との教育的連携を進めてまいります。

具体的には、茨城大学から専門知識を有する講師等を招き、まず保護者を対象とした子育て支援講座の開催や職員を対象とした障害児保育等に関する研修の実施等を予定しております。また、大学生をインターンシップとして受け入れ、保育の現場を学んでいただくとともに、遊びを通じて子どもたちと触れ合っていただくことなどを考えております。現在、茨城大学との具体的な協議を進めておりまして、11月以降に実施してまいりたいと思います。

また、いなだこども園につきましては、6月議会において工事契約の議決をいただき、現在、来年4月の開園に向けて工事を進めているところでございますが、こちらにつきましては、常磐大学との教育連携に向けて協議を進めていきたいと考えております。

次に、旧井筒屋本館耐震補強改修工事についてでございますが、7月に国の空き家対策総合支援事業に関する補助金の交付決定を受けたところでございます。改修後の施設の概要については、建物の1階部分は観光インフォメーションセンター、2階部分は笠間城や笠間の偉人等を紹介する歴史展示コーナー、3階部分につきましては多目的な利用が可能なスペースとして整備するとともに、本館周辺の整備もあわせて行ってまいります。

今後の予定としては、来月に本館工事の入札を行い、来年度中のリニューアルオープンを目標に整備を進めてまいります。

次に、地域医療センターかさまについてでございますが、医療保健福祉のサービス拠点として整備することとし、7月29日に工事請負契約を結びました。今後は在宅医療や子育て支援、介護予防などの充実を図りながら、平成30年4月のオープンを目指してまいります。

まず、在宅医療では、昨年6月の訪問診療、訪問看護、訪問リハビリの合計件数289件に対し、今年度、後期研修医の受け入れや理学療法士の採用により、ことし6月の合計件数は370件、率にして約28%増と大きく伸びており、今後も在宅医療の充実に努めてまいりたいと考えております。

介護予防については、認知症の早期診断、早期対応を行うため、認知症初期集中支援チームを市立病院と地域包括支援センターが連携して設置いたします。

次に、空き家対策についてでございますが、市の空き家対策を総合的かつ計画的に推進するため、空き家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき設置した笠間市空き家対策協議会の第1回目の会議を7月28日に実施をしたところでございます。会議では、市の空き家の現状とこれまでの取り組みを説明した後で、笠間市空き家等対策計画策定までのスケジュール等について協議をさせていただきました。この笠間市空き家等対策計画につきましては、特措法第6条の規定により、国が定める基本指針に沿って笠間市が策定するものでございます。現在、市内には統計調査上いわゆる空き家と言われる建物が約3,800戸以上存在しており、そのうち市民から管理不全な空き家として情報提供いただいている物件が193件ございます。そのうちの約半数については、市からの指導により改善がなされたり解体されたりしておりますが、残りの約半数については依然として改善されていない状況でございます。このように適切に管理がされていない空き家が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、かつ、このような空き家問題が大きな社会現象にもなっていることから、実効性のある総合的な計画にしていきたいと思います。

今後の策定スケジュールでございますが、今後、計画の素案を策定し、協議会で改めて検討していただいた後、パブリックコメントを実施し、また議会に対しても説明をさせていただき、今年度末を目標に計画を策定していきたいと思いますと考えております。

また、空き家の利活用の状況でございますが、現在までに市の空き家バンクに登録された物件数は38件ございまして、うち31件が成約に至っている状況でございます。今後とも、空き家を売りたい貸したい方と、買いたい借りたい方との仲介を進め、空き家を活用した定住促進に努めてまいります。

次に、教育委員会では、市内の生活困窮状態にある世帯の中学生とその保護者を対象とした、無償による学習支援や教育相談を行う学校生活学習支援事業、笠間チャレンジスタディールームを実施しております。実施期間は7月23日から来年2月25日までの毎週土曜日、計28回を予定しており、現在28名の生徒が受講をしております。内容としては、生徒に対する個別学習支援、生活、進路に関する悩みの相談や、その保護者に対しては家庭教育に関する情報の提供や教育相談などがございます。経済状況にかかわらず、学習意欲のある生徒がみずからの意思で進路を選択し、将来を切り開いていくための支援として今後も力を入れて進めていきたいと思います。

次に、秋のイベントについてでございますが、この秋も市内ではさまざまなイベントが開催されます。ことしで10回目となる新栗まつりについてですが、10月1日土曜日と2日、日曜日に市民センターいわまで開催をいたします。栗生産農家や菓子業者、陶芸家の方々のご協力をいただき、焼き栗や栗菓子の販売に加えて、笠間の栗を使った料理やスイーツのアイデアレシピコンテストや笠間の栗のスイーツづくり体験教室を行う予定であります。

また、新規出店者が昨年度よりも11店舗ほどふえましたので、会場を隣の岩間保健センターまで広げ、祭りの来場者が会場内で飲食できるスペースの確保や子どもが楽しめるイ

ベントのためのブースを設置したいと考えております。

次に、昨年度、新笠間市誕生10周年記念事業として実施した笠間市民運動会でございますが、市民の一体感を醸成する取り組みとして好評でありましたので、今年度も10月15日に笠間市総合公園で開催する予定でございますので、議員の皆様にもぜひご参加をお願いしたいと思います。

そのほか、ことしで109回を迎える笠間の菊まつり、ことしで5回目を迎える笠間浪漫など、市内各所でのイベントの開催が予定されております。

また、第11回かさま陶芸の里ハーフマラソン大会については、12月18日に笠間芸術の森公園を発着点に開催をいたします。この大会は、ここ3年連続で全国ランニング大会100選に選ばれるほどの人気でございます。毎年多くのランナーに参加をいただいているところでございます。

次に、提出議案についてご説明を申し上げます。

今回の提出議案は、法令等に基づく報告事項のほか、平成27年度各会計の決算認定が4件、笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを初めとする議案22件でございます。

平成27年度決算についてであります。一般会計、特別会計、企業会計を合わせた歳入決算額は537億3,018万6,923円で、歳出決算額は527億671万4,907円です。

また、補正予算の議案につきましては、平成28年度笠間市一般会計補正予算（第4号）を初めとする11件の補正予算を上程するものであります。今回の一般会計補正予算（第4号）についてであります。まず歳入におきましては、普通交付税や繰越金の決定などによる増額のほか、歳出補正関連の国県支出金や市債などを補正するものであります。

歳出の主なものについて申し上げます。

学校施設の修繕や老朽化した機器の更新事業、多子世帯へ経済的負担の軽減を図るための補助事業、伝統的工芸品である笠間焼の市場開拓等を推進する事業、地区要望等により緊急に対応すべき道路維持事業などを中心に編成しているところであります。その結果、今回の補正予算の総額は2億7,966万7,000円の増額補正となり、補正後の一般会計の予算規模は308億7,077万2,000円となります。後ほど詳しく説明申し上げますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶といたします。

議事日程の報告

○議長（藤枝 浩君） 直ちに本日の会議を開きます。

日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりとなります。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（藤枝 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、15番萩原瑞子君、16番横倉きん君を指名いたします。

会期の決定について

○議長（藤枝 浩君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期等につきまして、去る8月25日に議会運営委員会を開催し、ご審議をいただいておりますので、ここで議会運営委員長より報告願います。

議会運営委員長石松俊雄君。

〔議会運営委員長 石松俊雄君登壇〕

○議会運営委員長（石松俊雄君） ただいまの議長の命に従い、議会運営委員会の報告をいたします。

当委員会は、8月25日午前10時から平成28年第3回笠間市議会定例会について協議しました。

会期については、お手元に配付しておりますとおり、9月1日から16日までの16日間とします。

初日は、会期の決定、請願陳情の付託、議案の説明を受け、議案の一部について質疑、討論、採決を行います。なお、一般質問、議案質疑の通告は、本日の午前中を締め切りとします。

2日は議案調査のため休会、5日に議案質疑を行い、各常任委員会への付託及び決算特別委員会を設置し、平成27年度各会計決算を付託をいたします。なお、5日、本会議終了後、議会運営委員会を開催し、一般質問の取り扱い等について協議します。

6日、7日に常任委員会、8日、9日、12日の3日間で決算特別委員会を開催、13日から15日の3日間を一般質問とし、最終日16日は各委員会に付託された議案等の審査結果の委員長報告を受け、討論、採決で終了となります。

以上、会期日程について報告します。

○議長（藤枝 浩君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から9月16日までの16日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月16日までの16日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま委員長から報告がありましたように、お手元の会期日程表のとおりでありますので、ご了承願いたいと思います。

諸般の報告について

○議長（藤枝 浩君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

市長から、地方自治法施行令第145条第2項の規定による平成27年度笠間市一般会計継続費精算報告について及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく笠間市の健全化判断比率について、並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく笠間市公営企業会計等の資金不足比率についての書類が、法令等に基づく報告事項としてまとめて提出されました。既に議案書とともに配付いたしておりますので、ご了承願います。

請願陳情について

○議長（藤枝 浩君） 日程第4、請願陳情についてを議題といたします。

本定例会に提出されました請願陳情につきましては、文書表を付してその写しをお手元に配付いたしております。この請願につきましては、請願陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

認定第1号 平成27年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成27年度笠間市水道事業会計決算認定について

認定第3号 平成27年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について

認定第4号 平成27年度笠間市立病院事業会計決算認定について

○議長（藤枝 浩君） 日程第5、認定第1号 平成27年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定につきましてないし認定第4号 平成27年度笠間市立病院事業会計決算認定についての4件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 認定第1号 平成27年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第4号 平成27年度笠間市立病院事業会計決算認定についての提案理由を申し上げます。

これらの案件は、平成27年度の笠間市の一般会計、特別会計及び企業会計の決算について、それぞれ地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、監査委員の意見書をつけて議会の認定に付するものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

〔総務部長 塩畑正志君登壇〕

○総務部長（塩畑正志君） 認定第1号 平成27年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてのうち、一般会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

笠間市歳入歳出決算書の125ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書でございます。この調書の数値につきましては、1,000円単位で記載をしているところでございます。

歳入総額は304億301万6,000円、2の歳出総額は294億7,174万5,000円、3の歳入歳出差引残額は9億3,127万1,000円でございます。4の翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして継続費繰越額429万4,000円、繰越明許費繰越額3億3,601万円、合わせて3億4,030万4,000円でございますので、5の実質収支額は5億9,096万7,000円でございます。

ページを戻っていただきまして、1ページ、2ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入についてでございますけれども、主なものをご説明をいたします。

1款の市税でございます。収入済額が89億5,060万6,005円、不納欠損額は7,989万564円、収入未済額は7億3,328万7,907円でございます。

3ページ、4ページをごらんください。

10款地方交付税は、収入済額70億1,860万3,000円でございます。

14款国庫支出金は、収入済額40億6,101万4,653円ございまして、児童手当や生活保護費などの国庫負担金、道路など建設事業に係る国庫補助金が主なものでございます。

15款県支出金は、収入済額20億8,024万6,802円ございまして、障害者自立支援給付費などの県負担金や医療福祉費補助金などの県補助金、県民税徴収交付金など県委託金が主なものでございます。

5ページ、6ページをごらんください。

21款市債は、予算現額37億2,262万8,000円に対しまして、収入済額は31億8,682万8,000円でございます。予算現額と収入済額との比較5億3,580万円でございますが、道路整備事業など事業の繰り越しに伴うものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

7ページ、8ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費は、支出済額40億3,657万8,854円でございます。このうち1項総務管理費には、財政調整基金5億4,615万5,155円、減債基金4億6,316万3,376円の積み立て等が含まれております。また、翌年度繰越額2億4,093万8,000円は企業立地促進事業ほか10事業で

ございます。

3款民生費は、支出済額107億441万6,330円でございます。1項社会福祉費は、介護保険や国民健康保険特別会計の繰出金、障害者自立支援給付事業が主なものでございます。2項児童福祉費は、かさまこども園整備事業や民間認定こども園運営事業、児童手当等が主なものでございます。翌年度繰越額4億4,652万8,000円は、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業ほか4事業でございます。

4款衛生費は、支出済額22億7,729万6,290円でございます。2項清掃費は、笠間・水戸環境組合負担金や一般廃棄物の収集運搬処理業務などが主なものでございます。

5款農林水産業費は、支出済額10億1,424万4,951円でございます。1項農業費は、農業集落排水事業特別会計繰出金が主なものでございます。

6款商工費は、支出済額6億2,112万6,013円でございます。1項商工費は、自治金融等の中小企業金融支援事業や緊急経済対策であるプレミアムつき商品券発行事業が主なものでございます。なお、商工費の翌年度繰越額1億6,715万9,000円は、地場産業支援事業など加速化交付金による4事業と恋人の聖地関連整備事業でございます。

9ページ、10ページをお開きください。

7款土木費は、支出済額29億6,497万1,760円でございます。2項道路橋りょう費は道路の維持や新設改良など、4項都市計画費は公共下水道事業特別会計繰出金、岩間駅東大通り線整備事業が主なものでございます。土木費の翌年度繰越額3億9,471万3,000円は、笠間小原線道路整備事業ほか22事業でございます。

8款消防費は、支出済額14億6,497万9,472円でございます。消防救急無線指令センター整備事業や消防車両更新事業が主なものでございます。

9款教育費は、支出済額28億689万3,885円でございます。2項小学校費は、笠間小、南小スクールバス運行委託や佐城小学校施設解体事業、3項中学校費は、笠間中スクールバス運行委託や笠間武道場整備事業が主なものでございます。教育費の翌年度繰越額2億201万6,000円は、岩間第一小学校校舎改修事業が主なものでございます。

11款公債費は、支出済額29億5,816万608円でございます。

12款諸支出金は、支出額2億7,035万889円で、病院、水道事業の公営企業事業への一般会計からの支出金でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長打越勝利君。

〔保健衛生部長 打越勝利君登壇〕

○保健衛生部長（打越勝利君） 認定第1号のうち、保健衛生部所管の特別会計決算について、ご説明申し上げます。

まず初めに、平成27年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

158ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額は103億8,423万5,000円、2、歳出総額は102億377万8,000円、3、歳入歳出差引残額は1億8,045万7,000円でございます。4、翌年度に繰り越す財源はございませんので、5、実質収支額は1億8,045万7,000円でございます。

ページを戻りまして、126、127ページをお開き願います。

歳入の主なものをご説明申し上げます。

1款国民健康保険税でございますが、調定額34億1,454万7,047円に対し、収入済額21億9,310万7,035円であり、不納欠損額は1億5,153万1,116円であります。収納率は現年度分が89.2%、前年度比1.1%の増であります。過年度分が17.7%、前年度比1.7%の増であります。

3款国庫支出金、収入済額22億8,087万9,951円でございます。

4款療養給付費等交付金、収入済額2億9,893万4,711円は、退職者医療療養給付費交付金を収入したものでございます。

5款前期高齢者交付金、収入済額17億8,724万2,687円は、療養給付費に係る保険者調整分を収入したものでございます。

6款県支出金、収入済額5億6,021万1,187円でございます。

7款共同事業交付金、収入済額22億2,069万1,538円でございます。

9款繰入金、収入済額7億3,679万4,335円は、一般会計からの繰入金でございます。

以上が歳入の主なものでございます。

次に、130ページ、131ページをお開き願います。

歳出の主なものをご説明申し上げます。

2款保険給付費、支出済額57億8,378万4,645円は療養諸費、高額療養諸費等を支出したものでございます。

3款後期高齢者支援金等、支出済額12億7,383万1,961円及び5款介護納付金、支出済額5億4,063万1,076円は、社会保険診療報酬支払基金へ支出したものでございます。

6款共同事業拠出金、支出済額23億83万4,424円は、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業等の拠出金を支出したものでございます。

7款保健事業費、支出済額7,805万9,978円は、特定健診及び人間ドック、脳ドック等の費用を支出したものでございます。

次のページをお開き願います。

9款諸支出金、支出済額7,524万7,738円は、一般会計の繰出金及び国庫負担金の精算返還金を支出したものでございます。

以上が歳出の主なものでございます。

続きまして、平成27年度後期高齢者医療特別会計決算についてご説明申し上げます。

171ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額6億9,508万5,000円、2、歳出総額6億9,369万2,000円、3、歳入歳出差引残額139万3,000円でございます。4、翌年度に繰り越す財源はございませんので、5、実質収支額が139万3,000円でございます。

159、160ページをお開き願います。

歳入の主なものをご説明申し上げます。

1款後期高齢者保険料でございますが、調定額5億1,012万3,800円に対し、収入済額5億152万1,700円であり、不納欠損額は260万8,100円でございます。

4款繰入金、収入済額1億7,385万8,865円は、一般会計から保険基盤安定繰入金を収入したものでございます。

6款諸収入、4項雑入、収入済額1,440万4,264円は、健診委託金及び人間ドック、脳ドックの助成金等を広域連合から収入したものでございます。

以上が歳入の主なものでございます。

続きまして、161ページ、162ページをお開き願います。

歳出の主なものをご説明申し上げます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額は6億6,414万5,365円でございます。

4款保健事業費、支出済額1,595万1,707円は、健診事業及び人間ドック、脳ドック等に支出したものでございます。

以上が歳出の主なものでございます。

以上で、保健衛生部所管の特別会計の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 次に、福祉部長鷹松丈人君。

〔福祉部長 鷹松丈人君登壇〕

○福祉部長（鷹松丈人君） 認定第1号、福祉部所管の特別会計についてご説明をいたします。

208ページをお開きいただきます。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額59億785万6,000円、歳出総額58億195万8,000円、3番、歳入歳出差引残額1億589万8,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源がございませんので、5番、実質収支額1億589万8,000円となるものでございます。

お戻りいただきまして、180ページ、事項別明細書につきましてご説明をいたします。

歳入の主なものにつきまして、ご説明をいたします。

1款保険料、1項介護保険料でございますが、これは65歳以上の高齢者、第1号被保険者からの保険料でございます。歳入済額としまして、13億1,609万9,810円の収入でございます。

3款国庫支出金、これは国からの介護給付費に対します負担金、また調整交付金、地域支援事業、介護予防事業等に対します国からの支出金でございます。12億5,379万8,818円

を収入をしてございます。

続きまして、ページを返していただきまして、182ページ、183ページでございます。

4款支払基金交付金でございます。こちらは介護給付費または地域支援事業に対します支払基金からの交付金でございます、収入済額としまして14億8,076万7,000円でございます。

5款県支出金でございますが、県からの負担金及び補助金でございます、合計8億1,014万4,215円を収入をしてございます。

ページを返していただきまして、184、185ページでございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金でございます。こちらにつきましては、介護給付費あるいは地域支援事業の介護予防、包括支援事業、任意事業等に対します一般会計からの繰入金でございます、8億9,423万600円の収入でございます。

次に、ページを返していただきまして、186、187ページでございます。

8款繰越金、1項繰越金、こちらは平成26年度からの繰越金でございます、歳入済額1億4,857万5,400円でございます。

188ページ、189ページをお開きいただきまして、歳入合計、調定額59億6,127万9,612円、収入済額59億785万5,557円でございます。

続きまして、歳出の主なものにつきましてご説明をいたします。

190ページ、191ページをお開きいただきます。

1款総務費でございます。1項の総務管理費につきましては、人件費でございます。3項の介護認定審査会費につきましては、介護の申請があったものにつきまして、介護認定調査を行いまして、その後に介護の認定審査を行います。それに係る経費でございます。総務費としましては、1億4,608万121円の支出をしてございます。

ページを返していただきまして、192、193ページでございます。

2款保険給付費でございます。1項の介護サービス等諸費でございます。1目居宅介護サービスに対します給付費としましては、18億2,968万7,518円を支出してございます。また、3目でございますが、地域密着型の介護サービスに対しましては、5億7,519万7,890円を支出をしてございます。5目になります、こちらは施設介護に対するサービスの給付費でございます、こちらは20億6,021万2,482円の支出ということになってございます。

ページを返していただきまして、194、195ページでございます。

こちら2項といたしましては、介護予防サービス等諸費でございます、1億9,366万1,394円の支出をしてございます。

ページ飛びますが、198、199ページでございます。

こちらは高額介護サービス等の費用といたしまして、9,966万3,605円の支出をしてございます。

200ページ、201ページになります。

こちらは地域支援事業、4款の地域支援事業でございまして、1項としまして、二次予防あるいは一次予防に対します介護予防の事業費といたしまして、1億1,472万9,930円を支出をしているところでございます。

次に、202、203ページでございます。

こちらは、包括的支援事業任意事業でございまして、こちらは介護予防のケアマネジメント事業、また総合相談、それから権利擁護、こういった事業に対しましての支出でございまして、8,567万5,417円の支出をしてございます。

204ページ、205ページになります。

こちら5款では、基金積立金でございまして。

介護保険の準備基金に対します積み立てといたしまして、平成27年度は1億9,575万4,684円を積み立てをしたところでございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金でございまして、保険料の償還金と、それから超過に伴います還付加算金といたしまして、4,094万6,759円を支出したところでございます。

206、207ページになります。

歳出の合計でございまして、歳出合計58億195万7,820円の支出となります。

以上で、介護保険特別会計の説明を終わります。

続きまして、介護サービス事業特別会計の説明をいたします。

それでは、217ページをお開きいただきます。

介護サービスの実質収支に関する調書でございまして、1番、歳入総額2,881万5,000円、2番、歳出総額2,749万7,000円、3番、歳入歳出差引残額が131万8,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源がございませんので、実質収支額につきましては131万8,000円となるところでございます。

ページをお戻りいただきまして、213、214ページでございます。

歳入でございます。

1款サービス収入、1項介護予防サービスの収入でございまして、こちらはケアプラン作成の手数料等、サービス収入を収入したものでございまして、2,501万2,214円でございます。

2款繰入金、1項他会計繰入金、こちらは一般会計からの繰入金でございまして、人件費に見合う分の繰り入れでございます。188万4,000円の繰り入れをしてございます。

3款繰越金、1項繰越金は、前年度からの繰越金でございまして、190万1,613円を収入をしてございます。

以上、歳入合計2,881万4,627円を収入をしてございます。

続きまして、215ページ、216ページでございます。

歳出でございまして、1款総務費につきましては、1項総務管理費、こちらは人件費分

でございまして、1,459万4,483円の支出をしてございます。

2款サービス事業費、1項介護予防サービス事業費でございまして、こちらはケアプラン作成を委託した費用ということでございまして、1,100万960円の支出をしてございます。

3款諸支出金、1項繰出金でございまして、こちらは一般会計への繰り出しということで190万1,613円を繰り出しをしております。

以上、歳出合計2,749万7,056円でございます。

以上で、福祉部所管の特別会計の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 次に、上下水道部長鯉淵賢治君。

〔上下水道部長 鯉淵賢治君登壇〕

○上下水道部長（鯉淵賢治君） 認定第1号のうち、上下水道部の所管について、初めに笠間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の234ページをごらんください。

概要につきまして、実質収支に関する調書でご説明いたします。1、歳入総額29億5,240万5,000円、2、歳出総額が28億4,015万8,000円ですので、歳入歳出差引残額は1億1,224万7,000円でございます。4、翌年度へ繰り越すべき財源の（2）繰越明許費が6,955万3,000円ありますので、5の実質収支額は4,269万4,000円となりました。

ページを戻っていただきまして、218、219ページをお開き願います。

歳入歳出の主な内容につきまして、歳入歳出決算書でご説明いたします。

歳入の1款分担金及び負担金、収入済額1億4,722万9,600円は、受益者からの分担金負担金収入でございます。

2款使用料及び手数料、収入済額5億8,276万7,053円は、主に下水道の使用料でございます。

3款国庫支出金、3億4,181万6,300円及び県支出金1,081万円の収入済額については、下水道事業に係る国県からの補助金でございます。

そのほか5款から9款までの財産収入、繰入金、繰越金、諸収入、市債につきましては記載のとおりであり、歳入の収入済額合計は29億5,240万4,853円でございます。

歳出につきましては、次の220、221ページをごらんください。

1款下水道費、1項下水道総務費の支出済額9億2,899万7,631円は、人件費及び各処理施設の維持管理及び修繕費等でございます。2項下水道建設費、支出済額5億8,041万9,492円は、汚水処理開始に伴う下水道整備費用でございます。

2款の公債費は、下水道事業債の元金及び利子でございます。

合わせました歳出合計は、28億4,015万7,465円でございます。

以上で、笠間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

続いて、笠間市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。247ページをお開き願います。

概要につきまして、実質収支に関する調書でご説明いたします。1、歳入総額5億2,413万1,000円、2、歳出総額が5億2,221万3,000円ですので、歳入歳出差引残額は191万8,000円でございます。4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5の実質収支額は差引残額と同額の191万8,000円でございます。

ページを戻っていただきまして、235、236ページをお開き願います。

歳入歳出の主な内容につきまして、歳入歳出決算書でご説明いたします。

歳入の1款分担金及び負担金、収入済額794万2,500円は、受益者からの分担金収入でございます。

2款使用料及び手数料の収入済額6,960万8,143円は、主に農業集落排水の使用料でございます。

3款県支出金、収入済額7,903万3,000円の主なものは、友部北部地区の管渠敷設工事に係る県補助金でございます。

そのほかは4款から8款までの財産収入繰越金、諸収入、市債につきましては記載のとおりであり、歳入の収入済額合計は5億2,413万771円でございます。

歳出につきましては、次の237、238ページをごらんください。

1款農業集落排水事業、1項農業集落排水施設管理費、支出済額9,126万7,031円は、6地区の排水処理施設の維持管理及び修繕費が主なものです。2項農業集落排水施設建設費、支出済額1億6,574万585円は、友部北部地区の整備費用が主なものです。

2款公債費は、下水道事業債の元金及び利子の支払いでございます。

合わせました歳出合計は、5億2,221万2,530円でございます。

以上で、笠間市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 次に、都市建設部長大森 満君。

〔都市建設部長 大森 満君登壇〕

○都市建設部長（大森 満君） 認定第1号のうち、都市建設部所管、笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の256ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。1の歳入総額は2,634万2,000円、2の歳出総額は2,622万2,000円、3の歳入歳出差引残額は12万円でございます。4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5の実質収支額は12万円でございます。

続きまして、ページをお戻りいただきまして、248ページ、249ページをお開き願います。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

1款財産収入、1項財産売払収入の収入済額2,171万7,090円につきましては、保留地2区画分の処分金でございます。

2款繰入金、1項繰入金の収入済額451万9,000円につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

3 款繰越金、1 項繰越金の収入済額10万5,666円につきましては、平成26年度よりの繰越金でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

250ページ、251ページをお開き願います。

1 款土地区画整理事業費、1 項総務費の支出済額508万9,901円につきましては、保留地販売促進紹介料及び一般会計繰出金でございます。

2 款公債費、1 項公債費の支出済額2,113万2,047円は、合併特例債と地域開発事業債、償還金元金及び償還利子でございます。

3 款予備費、1 項予備費の支出はございません。

以上で、岩間駅東土地区画整理事業特別会計決算の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） ここで休憩をします。15分までといたします。

午前11時02分休憩

午前11時15分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩を解いて会議を始めます。

次に、上下水道部長鯉淵賢治君。

〔上下水道部長 鯉淵賢治君登壇〕

○上下水道部長（鯉淵賢治君） 認定第2号及び認定第3号についてご説明申し上げます。

初めに、認定第2号 平成27年度笠間市水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

水道事業会計決算書の2ページ、3ページの決算報告書をごらんください。

1、収益的収入及び支出の収入につきまして、1 款水道事業収益の決算額は19億4,138万7,241円でございます。対しまして、下の表になります。支出の決算額は1 款水道事業費用17億4,893万8,015円でございます。

4 ページ、5 ページをお開きください。

2、資本的収入及び支出でございます。

収入につきまして、1 款資本的収入の決算額が9,756万5,290円でございます。対しまして、下の表になります。支出の決算額は1 款資本的支出の6億2,472万6,544円でございます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額5億2,716万1,254円を、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

6 ページをお開きください。

損益計算書でございます。1の営業収益から6の特別損失までの計算により、下から4行目、当年度純利益は1億5,187万2,944円となり、次の行の前年度繰越利益剰余金8億5,656万1,452円と合わせた当年度未処分利益剰余金は10億843万4,396円となりました。

8 ページからは、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、決算附属書類を載せ

てございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で認定第2号の説明を終わります。

続いて、認定第3号 平成27年度笠間市工業用水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

決算書44、45ページの決算報告書をごらん願います。

1、収益的収入及び支出の収入でございます。

1款工業用水道事業収益の決算額は2,961万4,936円。対しまして、下の表になります。支出の決算額は1款工業用水道事業費用の2,296万1,651円でございます。

46ページをお開き願います。

損益計算書でございます。営業収益2,689万8,577円から2の営業費用を差し引いた営業利益に、3の営業外収益を加えました当年度純利益は600万4,185円です。これに前年度繰越利益剰余金を合わせました当年度未処分利益剰余金は6,918万7,921円でございます。なお、48ページからは剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、決算附属書類を載せておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で認定第3号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 市立病院事務局長友水邦彦君。

〔市立病院事務局長 友水邦彦君登壇〕

○市立病院事務局長（友水邦彦君） 認定第4号 平成27年度笠間市立病院事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

決算書のページを返していただきまして、1ページをお開きください。

決算報告書の1の収益的収入及び支出についてでございますが、収入では1款病院事業収益の決算額7億1,277万1,384円であります。下の支出では、1款病院事業費用の決算額6億6,741万2,767円であります。

次に3ページになります。

2の資本的収入及び支出でございます。収入では、1款資本的収入の決算額2,696万4,759円、支出の決算額では5,541万4,712円であります。

収入額が支出額に対しまして不足します額2,844万9,953円は、過年度分損益勘定留保資金で補填しております。なお、不足します額のうち2,550万円につきましては、平成27年度同意済企業債の未発行分をもって、翌年度に措置するものでございます。

次に5ページになります。

損益計算書でございます。期間は平成27年4月1日から平成28年3月31日までであり、金額は消費税を抜いた額で表示してございます。

1の医業収益でございますが、6億4,593万111円。2の医業費用は6億4,454万6,881円ありますので、医業利益は138万3,230円になります。

次に、3の医業外収益は6,327万8,339円、4の医業外費用は2,122万9,677円あります

ので、経常利益は4,343万1,892円となります。これに5の特別利益を加え、当年度純利益は4,359万8,801円であります。前年度繰越欠損金から当年度純利益を差し引いた当年度末未処理欠損金は3億2,115万6,671円であります。

6ページには剰余金計算書、7、8ページには貸借対照表、10ページからは決算附属資料を載せてございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で認定第4号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第74号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第6、議案第74号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第74号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は農業委員会等に関する法律第15条及び第25条の規定に基づき、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員に対する費用弁償を行うため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長藤枝泰文君。

〔市長公室長 藤枝泰文君登壇〕

○市長公室長（藤枝泰文君） 議案第74号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の費用弁償に関する規定について、所要の改正を行うものでございます。

議案書の3枚目の新旧対照表にてご説明いたします。

対照表の左側、改正案の欄をごらんください。

第3条第3項の次に、第4項としまして、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員が、その職務に関し現況調査をした際、費用弁償を支給する旨の規定を追加するものでございます。費用弁償の額につきましては、1日につき500円を支給するものです。

なお、附則といたしまして、この条例につきましては、公布の日から施行し、この条例による改正後の笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の

規定は、平成28年7月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

議案第75号 笠間市手数料条例等の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第7、議案第75号 笠間市手数料条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第75号 笠間市手数料条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づき、使用料及び手数料の見直しをするため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長藤枝泰文君。

〔市長公室長 藤枝泰文君登壇〕

○市長公室長（藤枝泰文君） 議案第75号 笠間市手数料条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、施設使用料及び事務手数料等について、受益者負担の原則と算定基準の明確化等を目的に、平成26年2月に策定しました使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づきまして、料金設定の見直しを行ったものでございます。関係条例8件について、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

初めに、13ページをお開きください。

笠間市手数料条例につきましては、別表第1、第21項の印鑑登録証交付に係る手数料について、受益者負担の公平性を考慮し、新規交付の場合に300円を徴収することとしたものでございます。また、第25項については、閲覧手数料を1件300円に統一することにより、ただし書きを削除しております。

次に、14ページお開きください。

笠間市児童館の設置及び管理に関する条例につきましては、施設使用料を改定するものであります。また、市民と市民以外の者の使用料の負担公平、負担均衡の観点から、市民以外の者の使用料について市民の2倍とすることとし、備考に規定しております。

続きまして、15ページお開きください。

笠間の家の設置及び管理に関する条例につきましても、同様に別表中の施設使用料を改

正するものであります。

続きまして、16ページお開きください。

笠間市民体育館の設置及び管理に関する条例についてでございますが、別表専用使用料の左の欄の改正案のとおり改めるものです。また、備考として市外の者の使用及び施設の使用部分について、使用料について明記しております。

17ページをごらんください。

第2項会議室使用料の額を改めるとともに、備考として市外の者が使用する場合の規定を設けております。

次に13ページお開きください。

笠間市笠間武道館の設置及び管理に関する条例についてでございます。こちらも使用料の額を改めるとともに、市外の者が使用する場合の規定を追加しております。

19ページをごらんください。

笠間市岩間改良センターの設置及び管理に関する条例につきましては、第12条第3項中、別表を別表第2に改め、同様に施設の使用料の額を改定するものであります。

続きまして、20ページお願いいたします。

笠間市都市公園条例につきましては、別表第2の二つ目の表の中、施設名称を庭球場からテニスコートと改めるとともに、時間ごとの使用料について改定を行うものでございます。

続いて、21ページをごらんください。

本条についても、備考において市外の者が使用する場合の規定を設けております。

続きまして、22ページお開きをお願いします。

笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例についてでございます。笠間、友部、岩間の各公民館の使用料の額を、それぞれ改定するものであります。

最後になりますが、ページを戻していただきまして、12ページ、施行期日でございます。平成29年4月1日としております。また、附則第2項としまして、料金改定による経過措置を設けております。

以上で議案第75号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第76号 笠間市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理等に関する条例等の一部を改正する等の条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第8、議案第76号 笠間市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理等に関する条例等の一部を改正する等の条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第76号 笠間市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理等に関する条例等の一部を改正する等の条例についての提案理由を申し上げます。

本案は笠間市立いなだこども園の設置に伴い、所要の改正及び廃止をするものであります。

内容につきましては、福祉部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

〔福祉部長 鷹松丈人君登壇〕

○福祉部長（鷹松丈人君） 議案第76号 笠間市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理等に関する条例等の一部を改正する等の条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、いなだ保育所及び稲田幼稚園を統合し、稲田地区に新たに笠間市立幼保連携型認定こども園を設置することに伴い一部改正を行い、あわせて関連する条例の一部改正及び廃止をするものでございます。

3 ページの新旧対照表をごらんいただきます。

笠間市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理等に関する条例の第2条「名称及び位置」の表に、笠間市立いなだこども園、笠間市稲田2151番地1を加えるものでございます。

次に、4 ページの新旧対照表をごらんいただきます。

笠間市保育所の設置及び管理等に関する条例の別表から、笠間市いなだ保育所、笠間市稲田3361番地、87人を削除するものでございます。

次に、5 ページの新旧対照表をごらんください。

笠間市立学校の設置に関する条例では、「幼稚園の名称及び位置」「第2条、幼稚園の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。」を削除し、第3条を第2条に、第4条を第3条に、それぞれ繰り上げるものでございます。また、別表第1（第2条関係）の表中、「幼稚園の名称 笠間市立稲田幼稚園 位置 笠間市稲田2151番地4」を削除し、別表第2（第3条関係）を別表第1（第2条関係）に、別表第3（第4条関係）を別表第2（第3条関係）にそれぞれ繰り上げるものでございます。

また、稲田幼稚園を統合し、笠間市立いなだこども園となることから、1ページの第4条で関連します条例の笠間市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成18年笠間市条例第184号）及び2ページの第5条で、笠間市立幼稚園保育料等徴収条例（平成24年笠間市条例第31号）を廃止するものでございます。

附則によりまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第76号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第77号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第9、議案第77号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第77号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、福祉部長から説明させますので、よろしく願います。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

〔福祉部長 鷹松丈人君登壇〕

○福祉部長（鷹松丈人君） 議案第77号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

この条例は、保育の需要に対して保育の担い手の確保が喫緊の課題であることから、保育士要件の基準を緩和する省令の改正が公布されたことに伴い、一部改正をするものでございます。

3ページをお開きいただきます。

新旧対照表によりご説明をいたします。

小規模保育事業所A型は、定員6人から19人までの小規模保育の中でも定員規模が大きく、保育従事者を保育士としているもので、事業所内保育事業所は同じく保育士が保育に当たる会社の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業所でございます。

今般の一部改正は、これら事業所の職員配置に特例を設け、必ずしも保育士のみでなく、保育の需要に応じられるよう、配置基準を緩和するものでございます。なお、特例は附則第6条から第9条までの4条を追加して、規定するものでございます。

まず、第6条では、子どもの年齢別に定める職員合計数が1となるときは、保育士の数を1人以上とすることができ、配置保育士が1人になるときは、当該保育士に加えて保育士と同等の知識及び経験を有する者を置くこととしたものでございます。最低でも複数で保育に当たるものでございます。

第7条では、保育士数の算定において、幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭の普通免許証を有する者を保育士とみなすことができるものでございます。

第8条では、1日8時間を超えて開所する小規模保育事業所Aまたは事業所内保育事業所において、認定定員に応じて算定した保育士数以上に保育士を配置する場合には、保育士と同等の知識及び経験を有すると市が認めた者を保育士とみなすことができるものとするものでございます。

第9条では、全て保育士の資格を有する者が小規模保育や事業所内保育等に従事することとなっていました。保育士の有資格者を3分の2以上とするものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の笠間市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、平成28年4月1日から適用するものでございます。

以上で議案第77号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第78号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第10、議案第78号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第78号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、福祉部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

〔福祉部長 鷹松丈人君登壇〕

○福祉部長（鷹松丈人君） 議案第78号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）により、地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が変更されたため、平成25年4月に施行いたしました条例で規

定している事業に地域密着型通所介護に関する基準を加える必要があることから、改正するものでございます。なお、地域密着型通所介護及び指定療養通所介護の各基準については、国の基準を変更する特段の理由がないことから国基準を用いることとするものですが、必要に応じ、地域の実情を勘案し独自の基準を定めることができるため、一部市の独自基準を含めた内容となっております。

新旧対照表によりご説明をいたしますので、26ページをお開きいただきます。

第3章の次に第3章の2として地域密着型通所介護に関する基準を新たに加えるものでございます。

新たに加える基準は、第59条の2から51ページの第59条の38まで37の条文で構成されておりますので、節ごとにご説明を申し上げます。

第1節では、地域密着型通所介護事業の基本方針を定めるものでございます。

27ページから30ページの第2節では、人員に関する基準としまして、事業所ごとに配置すべき従業員に関する職種と人数、管理者配置に関する基準を定めております。

30ページから31ページの第3節では、設備に関する基準としまして、食堂及び機能訓練室や静養室など、事業を行うために必要な設備や広さの基準を定めるものでございます。

次に、31ページから40ページまでの第4節では、運営に関する基準としまして、心身の状況等の把握から勤務体制の確保、地域との連携、非常災害対策、衛生管理や記録の整備など、事業運営上での必須要件や禁止事項など、準用事項を含めた33項目を規定することにより事業運営の効率を上げることとしております。

次に、市独自基準についてご説明を申し上げます。

新旧対照表は36ページをごらんいただきます。

第59条の15では、非常災害対策を規定しております。国の基準では、第1項部分のみの規定でございますが、市の独自基準といたしまして、第2項で食料、飲料水、医薬品など備蓄するよう努めること、第3項で地域住民やほかの社会福祉施設等との連携協力体制を整備するよう努めること、第4項では非常災害時の要援護者の受け入れなどに関し、市との災害協定の締結に努めることの3項目を新たに設けるものでございます。

これらの規定は、地域密着型サービスでは既に定められている基準であり、地域密着型通所介護においても同様の基準を設けるものでございます。

次に、39ページをごらんいただきます。

第59条の19において記録の整備に関する事項を規定しておりますが、第2項中、国基準では記録の保存年限を2年としておりますが、5年とすること。40ページになりますが、保存すべき記録として、第7号に従業者の勤務状況に関する記録を加えております。

保存年限の変更は、地方自治法第236条第1項の規定により、公費過払いの返還請求期限が5年とされていること。これに伴って、さかのぼって勤務状況等の確認ができるよう、保管義務を明確にするものでございます。なお、ほかの地域密着型サービスでは、既に同

様の基準を設けているものでございます。

40ページから50ページの第5節では、指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を規定しております。地域密着型通所介護のうち、利用定員が9名以下の事業所が療養通所介護と位置づけられております。基準の制定に当たっては、地域密着型通所介護と同様、国基準に沿った内容ですが、非常災害時における食料や飲料水の保管、保存、文書保存年限を5年とすること、保存すべき記録の追加など、先ほどご説明したとおりであり、療養通所型介護でも同様の市独自基準を設けるものでございます。

次に、51ページをお開きいただきます。

第60条以降でございますが、第3章の2として、地域密着型通所介護の基準が加わったことにより、各サービスにおけます準用基準の整理や文言の整理を行うものでございます。

最後に22ページにお戻りいただきまして、附則で、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第78号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第79号 笠間市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第11、議案第79号 笠間市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第79号 笠間市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、企業の本社機能の移転等の促進を通じて、就業の機会の創出及び経済基盤の強化を図ることを目的とし、固定資産税の不均一課税を行うため制定するものであります。

内容につきましては、総務部長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

〔総務部長 塩畑正志君登壇〕

○総務部長（塩畑正志君） 議案第79号 笠間市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例についての提案理由を申し上げます。

国におきまして、地方創生施策の一つとして、地方拠点の強化拡充を行った事業者に対して優遇措置を講ずる地方拠点強化税制を平成27年9月に創設いたしました。この動きを

受け、茨城県では地方拠点強化税制に関する地域再生計画を策定し、平成27年11月に認定を受けております。

これらを踏まえて、本市の地方活力向上地域に進出する企業に対する優遇措置として、不均一課税を行うため、地方税法第6条第2項の規定に基づき、この条例を制定するものでございます。

それでは、1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条では、目的について定めております。

第2条では、不均一課税の対象、期間及び税率について定めております。対象につきましては、国の省令の規定によるもので、県の地域再生計画に適合するものとして、整備計画の認定を受け、認定後2年以内に一定の基準を満たす資産を取得した場合の当該資産とするものでございます。期間及び税率につきましては、新たに固定資産税を課することとなった年度以降、3年度分に限り100分の0.014とするものでございます。

第3条では適用除外について、第4条では申請及び決定に関する事項について定めております。

2ページをお開き願います。

第5条では不均一課税の取り消しについて、第6条では規則への委任について定めております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で議案第79号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

**議案第80号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターともべ及び笠間市
営友部駅南口自転車駐車場）**

○議長（藤枝 浩君） 日程第12、議案第80号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターともべ及び笠間市営友部駅南口自転車駐車場）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第80号 指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市地域交流センターともべ及び笠間市営友部駅南口自転車駐車場の指定管理者の指定を行うため提出するものであります。

内容につきましては、市民生活部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

〔市民生活部長 山田千宏君登壇〕

○市民生活部長（山田千宏君） 議案第80号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、笠間市地域交流センターともべ及び笠間市宮友部駅南口自転車駐車場でございます。

次に、指定管理者となる団体の住所及び名称は、笠間市笠間2372番地5、特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会、理事金澤大介で、指定の期間は平成28年12月1日から平成31年3月31日までの2年4カ月間でございます。

今回の指定につきましては、施設の開設に向け、公募により指定管理者の募集を行ったところ、3団体から申請がございました。

笠間市の公の施設における指定管理者の手続等に関する条例に基づき、去る7月28日に選定審議会が開催され、審議の結果、施設の設置目的を理解した事業計画であり、類似施設の管理運営実績などからいばらきの魅力を伝える会が適当との判断をいただきましたので、指定するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第81号 字の区域の変更について

○議長（藤枝 浩君） 日程第13、議案第81号 字の区域の変更についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第81号 字の区域の変更についての提案理由を申し上げます。

本案は、団体営基盤整備促進事業大古山地区の施行に伴い、稲田地区の字の区域に変更の必要が生じたため、字界の変更を行うものであります。

内容につきましては、産業経済部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長米川健一君。

〔産業経済部長 米川健一君登壇〕

○産業経済部長（米川健一君） 議案第81号 字の区域の変更についてご説明を申し上げます。

本案は、平成24年度から稲田地内の大古山地区で実施しておりました団体営基盤整備促進事業が完了し、字の区域を変更する必要があるため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

変更が必要な区域につきましては、2ページをごらんください。

左側の図の青い線が変更前の字界、右側の図の赤い線が変更後の字界でございます。

3ページから6ページにかけては、該当する土地の位置図、土地の調書を添付しておりますので、後ほどごらんください。

なお、当事業の受益面積約8.9ヘクタールのうち約1.3ヘクタールにつきましては、字の区域を変更するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第82号 工事請負契約の締結について（笠間中学校武道場建設工事）

○議長（藤枝 浩君） 日程第14、議案第82号 工事請負契約の締結について（笠間中学校武道場建設工事）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第82号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、教育次長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

〔教育次長 小田野恭子君登壇〕

○教育次長（小田野恭子君） 議案第82号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

初めに、契約の目的でございますが、笠間中学校武道場建設工事でございます。

工事の概要としましては、笠間中学校の校舎東側、体育館北側に鉄骨づくり平屋建て、延べ床面積708.47平方メートルの武道場の建設を行うものでございます。

次に、契約についてでございますが、8月3日に総合評価落札方式（特別簡易型）の条件付一般競争入札を行った結果、落札者と8月10日に仮契約を締結したところでございます。契約金額は2億2,356万円、うち消費税が1,656万円でございます。

契約の相手方は茨城県笠間市長兔路1155番地、芳野工業株式会社、代表取締役宮本孝でございます。

以上で議案第82号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

ここで、午後1時まで休憩といたします。1時から開催します。

午後零時01分休憩

午後1時00分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

市長公室長より訂正の申し出がありますので、許可いたします。

市長公室長藤枝泰文君。

○市長公室長（藤枝泰文君） 議案第70号の中の笠間市笠間武道館の設置及び管理に関する条例の説明の中で、18ページを13ページと表現してしまいましたので、18ページと訂正させていただきたいと思っております。

申しわけありませんでした。

議案第83号 工事請負契約の締結について（笠間公民館改修工事）

○議長（藤枝 浩君） それでは日程第15、議案第83号 工事請負契約の締結について（笠間公民館改修工事）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第83号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、教育次長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

〔教育次長 小田野恭子君登壇〕

○教育次長（小田野恭子君） 議案第83号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

初めに、契約の目的でございますが、笠間公民館改修工事でございます。

笠間公民館は昭和57年に建築され、築後30年以上経過しており、内外装の劣化、機器設備の老朽化等により運営に支障を来していることから改修を行うもので、工事の概要としましては外装の補強、大ホールの客席、音響設備の改修、照明、空調設備の改修等でございます。

次に、契約についてでございますが、8月3日に条件つき一般競争入札を行った結果、落札者と8月10日に仮契約を締結したところでございます。契約金額は5億9,076万円、うち消費税が4,376万円でございます。

契約の相手方は、水戸市仙波町2770番地、常総開発工業株式会社水戸支店支店長加部東壯行でございます。

以上で議案第83号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第84号 動産購入契約の締結について（高規格救急自動車）

○議長（藤枝 浩君） 日程第16、議案第84号 動産購入契約の締結について（高規格救急自動車）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第84号 動産購入契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、消防長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 消防長水越 均君。

〔消防長 水越 均君登壇〕

○消防長（水越 均君） 議案第84号 動産購入契約の締結についてご説明申し上げます。

契約の目的としましては、年数の経過により稼働力の低下が危惧されるため、笠間消防署の高規格救急自動車1台を更新する動産購入契約でございます。

契約の方法は随意契約、契約金額が4,298万4,000円、契約の相手方が笠間市住吉1361番地1、茨城トヨタ自動車株式会社友部店、店長酒井光晴でございます。

なお、随意契約とした理由でございますが、現在日本国内において高規格救急自動車を製造、販売しているのは2社のみでございます。当初この2社の指名競争入札を予定しておりましたが、うち1社は当笠間市の仕様の一部に対応できないことから見積書が提出できないという理由でありましたので、1社のみ随意契約としたものであります。

また、契約車両でございますが、車種はトヨタ救急車ハイメディック、半自動体外式除細動器、患者監視モニター等の高度救命処置用資機材一式を装備するものであります。

以上で議案第84号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

-
- 議案第85号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第4号）
 - 議案第86号 平成28年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第87号 平成28年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第88号 平成28年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第89号 平成28年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第90号 平成28年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第91号 平成28年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第92号 平成28年度岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第93号 平成28年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）
 - 議案第94号 平成28年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）
 - 議案第95号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（藤枝 浩君） 日程第17、議案第85号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第4号）ないし、議案第95号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）までの11件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第85号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第4号）から議案第95号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

これらの議案は、平成28年度の補正予算であり、一般会計のほか特別会計7会計及び企業会計3会計について、補正するものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

〔総務部長 塩畑正志君登壇〕

○総務部長（塩畑正志君） 議案第85号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

平成28年度笠間市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,966万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ308億7,077万2,000円とするものでございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

第2表債務負担行為補正でございますが、3番目の第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画策定業務につきましては、今年度から来年度にかけて事業を実施するため、債務負担行為を設定するものでございます。

その他5事業につきましては、来年度から事業を実施するため、本年度中に契約事務を進める必要があることから、それぞれ債務負担行為を設定するものでございます。

9ページをごらんください。

第3表地方債補正でございますが、1の追加は北山公園整備事業債を新たに起こすものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

2変更でございますが、(仮称)地域医療センター整備事業債(行政負担分)と、三つ飛びまして笠間稲荷周辺まちづくり拠点整備事業債につきましては、国県補助金の交付額の増に伴い、財源の組み替えによりそれぞれ変更するものでございます。

上から2段目の市道整備事業債、幹線道路整備事業債から岩間駅西地区整備事業債までの3事業につきましては、事業費の補正により変更するものでございます。

また、臨時財政対策債につきましては、今年度の起債可能額が決定いたしましたので、補正するものでございます。

次に、歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書にてご説明をいたします。

13ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入につきましてご説明申し上げます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、3節児童福祉費補助金5,644万2,000円の増は、児童クラブ建設及び市立病院建設に伴う病児保育施設整備に対する子ども・子育て支援整備交付金が主なものでございます。

当初、児童クラブ建設につきましては、放課後児童クラブ整備費補助金として県補助金に計上してございましたけれども、制度改正に伴い、病児保育施設整備を含め、新たに子ども・子育て支援整備交付金として、国県補助金をそれぞれ補正するものでございます。

14ページをお開きいただきたいと思います。

4目土木費国庫補助金1,603万9,000円の増は、笠間稲荷周辺まちづくり拠点整備事業で、当初社会資本整備総合交付金を見込んでおりましたが、空き家対策総合支援事業補助金のほうが有利であることから、補助金の組み替えをするものでございます。

16ページをお開きいただきたいと思います。

18款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金の8億1,795万2,000円の減は、地方交付税や繰越金などの一般財源が確保できる見込みになったことから、当初予定していた財政調整基金からの繰り入れを減額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

まず、今回の補正では歳出項目全般にわたり職員の人件費に係る補正をしております。

これは4月の人事異動に伴う補正をしたものでございます。

それでは、主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

19ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、10目電算管理費1,341万円の増は、自治体情報セキュリティ強化対策事業によるインターネット閲覧環境構築のため、電算業務委託料が主なものでございます。

24ページをお開きいただきたいと思います。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費696万4,000円の増は、19節負担金補助及び交付金で当初計上しておりました、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的に保育料を軽減する、すこやか保育応援事業の制度改正に伴い、多子世帯保育料軽減事業として対象範囲の拡大等を行うために、その補助金を組み替えることが主なものでございます。

28ページをお開きいただきたいと思います。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費1,199万4,000円の増につきましては、15節工事請負費でラインガルテン施設改修工事費770万1,000円が主なものでございます。

30ページをお開きいただきたいと思います。

6款商工費、2項観光費、3目観光施設費3,596万6,000円の増は、15節工事請負費で北山公園キャンプ場の施設整備工事費2,854万円が主なものでございます。

31ページをごらんいただきたいと思います。

7款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費で8,663万1,000円の増は、導水路の維持補修整備工事が主なものでございます。

40ページをお開きいただきたいと思います。

11款公債費、1項公債費、1目元金6,288万8,000円の減、2目利子1,728万8,000円の減は、平成27年度の事業繰越により借入額の減や、6月に実施いたしました繰り上げ償還等により長期債の元金償還及び利子を減額するものでございます。

以上で議案第85号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長打越勝利君。

〔保健衛生部長 打越勝利君登壇〕

○保健衛生部長（打越勝利君） 議案第86号 平成28年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億9,893万9,000円とするものであります。内容につきましては、事項別明細書についてご説明いたします。

まず、7ページをお開き願います。

歳入につきましては、3款国庫支出金、2項国庫補助金、3目国民健康保険制度関係業

務準備事業費補助金86万4,000円は、平成30年度の国保の広域化に向けて国保事業費等の算定に伴うシステム改修補助金によるものでございます。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金7万5,000円の増は、人事異動によるものでございます。

次に、8ページをお開き願います。

歳出につきましては、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費93万9,000円の増は、システム改修委託料及び人件費の増によるものでございます。

以上で議案第86号の説明を終わります。

次に、議案第87号 平成28年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ222万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億1,222万7,000円とするものであります。

内容につきましては、事項別明細書により主なものについてご説明いたします。

まず、7ページをお開き願います。

歳入につきましては、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金83万5,000円の増は、事務費繰り入れによるものでございます。

5款、1項、1目繰越金139万2,000円の増は、平成27年度決算による前年度繰越金でございます。

次に、8ページをお開き願います。

歳出につきましては、一般会計2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金の207万2,000円の増は、平成27年度後期高齢者医療広域連合保険料の精算によるものでございます。

3款、1項、1目一般会計繰出金の15万5,000円の増は、平成27年度事務費及び健診等の精算によるものでございます。

以上で議案第87号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

〔福祉部長 鷹松丈人君登壇〕

○福祉部長（鷹松丈人君） 議案第88号 平成28年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億449万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億6,449万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

7ページをお開きいただきます。

歳入の主なものですが、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交

付金の127万2,000円の補正は、前年度事業額の確定に伴います追加交付金分と、現年度の事業費増に伴います支払基金の交付金の増でございます。

8ページをお開き願います。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金の302万円の収入減でございますが、人事異動等に伴います人件費の減額補正でございます。なお、同額を人件費の歳出減としております。

次に、8款繰越金の1億589万7,000円の補正は、前年度繰越金の補正でございます。

続きまして、歳出の主なものでございますが、10ページをお開き願います。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金の1,928万1,000円は、前年度事業精算に伴います介護給付費準備基金への積立金でございます。

次に6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金の2,877万9,000円は、前年度の国庫負担金及び県負担金の事業確定に伴います精算償還によるものでございます。

次に6款諸支出金、4項繰出金、1目一般会計繰出金の5,885万7,000円は、介護給付費、職員給与費、地域支援事業費等の精算によります一般会計への繰出金でございます。

以上で議案第88号の説明を終わります。

続きまして議案第89号 平成28年度笠間市介護サービス特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ282万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,982万7,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

7ページの歳入でございますが、2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、人事異動に伴う人件費の増額分151万円分の繰り入れでございます。

3款繰越金、1項繰越金は、平成27年度事業の決算により繰越金が確定しましたので、131万7,000円を補正するものでございます。

次に、8ページの歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費は、一般会計から繰り入れました151万円を人事異動等による人件費増分として補正するものでございます。

3款諸支出金、1項繰出金の131万7,000円の補正は、前年度精算による繰越金と同額を一般会計へ繰り出しをするものでございます。

以上で議案第89号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 上下水道部長鯉淵賢治君。

〔上下水道部長 鯉淵賢治君登壇〕

○上下水道部長（鯉淵賢治君） 議案第90号及び議案第91号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第90号 平成28年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書1ページをごらんください。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ621万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億1,321万3,000円とするものです。

第2条は、地方債の補正でございます。

5ページをお開き願います。

公共下水道事業債の限度額を事業費の増額により610万円増額し、5億6,190万円へ補正するものです。

8ページをお開きください。

補正の主な内容につきまして、歳入からご説明申し上げます。

6款繰入金、1項、1目一般会計繰入金1,142万円は、修繕工事等の増によるものです。

7款繰越金、1項、1目繰越金4,269万3,000円は平成27年度決算によるもので、9款市債610万円につきましては、管渠の実施設計に充てるものでございます。

続いて歳出でございます。

9ページをごらんください。

1款下水道費、1項、1目下水道総務費358万円の増額は、人事異動に伴うものです。

2目下水道管理費、15節工事請負費、5,400万円の増額は、浄化センターいわまの監視制御装置の修繕費用です。

10ページをお開きください。

2項下水道建設費、1目下水道事業費、13節委託料611万3,000円の増額は、市立病院新設に係る管渠敷設設計委託料です。

以上で議案第90号の説明を終わります。

次に、議案第91号 平成28年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書1ページをごらんください。

第1条歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,475万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億6,875万2,000円とするものです。

7ページをお開きください。

補正の主な内容につきまして、歳入からご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金、2項負担金、1目農業集落排水事業費負担金960万2,000円は、小原地区の汚水管移設補償工事に係るものです。

6款繰入金、1項、1目一般会計繰入金323万3,000円は、管路施設修繕工事の増によるものです。

7款繰越金191万7,000円の増額は、平成27年度決算によるものです。

続いて歳出でございます。

8 ページをごらんください。

1 款農業集落排水事業費、1 項、1 目農業集落排水施設管理費708万円の主なものは、3 節委託料の経営戦略策定業務委託に303万5,000円。15節工事請負費402万5,000円は、管路施設の修繕費用です。

次に、2 項、1 目農業集落排水施設管理費の主なものは、小原地区の污水管移設に伴う工事等の費用です。

以上で議案第91号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長大森 満君。

〔都市建設部長 大森 満君登壇〕

○都市建設部長（大森 満君） 議案第92号 平成28年度笠間市岩間駅東土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1 ページをごらんください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,543万9,000円とするものでございます。

歳入歳出の主なものにつきましては、事項別明細書にてご説明申し上げます。

7 ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金11万9,000円の増額は、前年度の繰越金の額の確定によるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

8 ページをごらんいただきたいと思います。

1 款土地地区画整理事業費、1 項総務費、1 目総務費、28節繰出金11万9,000円の増額につきましては、前年度の繰越金の額の確定によるものでございます。

以上で議案第92号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 上下水道部長鯉淵賢治君。

○上下水道部長（鯉淵賢治君） すみません、訂正をお願いいたします。

ただいま私のほうの議案第90号、下水道特別会計の補正予算につきまして、第1条の歳入歳出をそれぞれ621万3,000円と私お話ししましたが、6,021万3,000円に訂正をお願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市立病院事務局長友水邦彦君。

〔市立病院事務局長 友水邦彦君登壇〕

○市立病院事務局長（友水邦彦君） 議案第93号 平成28年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

補正予算書1 ページをごらんください。

第2条収益的収入及び支出の補正でございしますが、収入の1 款病院事業収益及び支出の

1 款病院事業費用にそれぞれ789万6,000円を追加し、収入支出の予算額総額をそれぞれ7億2,989万6,000円とするものでございます。

第3条資本的収入及び支出の補正でございますが、収入の1款資本的収入の総額に254万5,000円を追加し7億4,078万1,000円に、支出の1款資本的支出の総額に419万7,000円を追加し7億4,569万4,000円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額及び過年度分損益勘定留保資金の額をそれぞれ491万3,000円に改めるものでございます。

2ページになります。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費、第5条は他会計からの補助金の補正であります。

次に9ページになります。

補正予算に関する明細書により収入支出の主なものにつきまして、ご説明申し上げます。最初に1の収益的収入及び支出であります。

収入の1款の病院事業収益、1項、3目の補正予定額737万円の増は、公衆衛生活動収益であります。

次に10ページになります。

支出の1款病院事業費用の1項、1目の給与費の補正予定額784万6,000円の増は、人事異動等による給与費の補正でございます。

11ページになります。

次に2の資本的収入及び支出であります。

収入の1款資本的収入、2項、1目の補正予定額101万2,000円の増は、医療機器購入等に伴う出資金であります。

同じく2項、1目の153万3,000円の増は、茨城型地域包括ケアシステム推進基盤整備事業に伴う補助金でございます。

12ページになります。

支出の1款資本的支出、1項、2目の100万円の増は、在宅訪問用車両の購入費であります。同じく3目の319万7,000円の増は、血圧脈波測定装置購入費であります。

以上で議案第93号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 上下水道部長鯉淵賢治君。

〔上下水道部長 鯉淵賢治君登壇〕

○上下水道部長（鯉淵賢治君） 議案第94号及び議案第95号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第94号 平成28年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをごらんください。

第1条は総則でございます。

第2条は、業務の予定額を補正するもので、建設改良事業における事務費を44万8,000円増額し921万1,000円に、施設改良費を7,281万4,000円増額し3億7,945万1,000円に補正するものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。まず、収入でございますが、1款水道事業収益を38万4,000円増額し、水道事業収益計の予定額を19億1,131万7,000円に、次に支出の1款水道事業費用を860万3,000円増額し、水道事業費用の予定額を18億4,339万9,000円に補正するものでございます。

第4条は、予算第4条本文括弧書を（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6億3,095万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,898万8,000円、過年度分損益勘定留保資金6億196万2,000円で補てんするものとする。）に改め、支出の予定額を次のとおりとするものでございます。

ページを返していただき、2ページをごらんください。

支出の1款資本的支出を7,326万2,000円増額し、資本的支出計を7億2,069万4,000円に補正するものでございます。

第5条は、債務負担行為の補正でございます。予算第5条に定めた水道事業料金徴収等業務委託につきまして、さらなる業務の効率化を図るため、現行の料金徴収等業務に加え、浄水場施設管理、水質検査などの業務を追加するため、限度額を4億9,100万円に補正をするものでございます。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正でございます。職員給与費を566万7,000円増額し1億1,675万9,000円に改めるものでございます。

第7条は、他会計からの補助金で、児童手当に要する補助金を補正するものでございます。

収入、支出の主な内容につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

11ページをお開きください。

収益的収入及び支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費の399万6,000円の増額は、鉛管改修工事における事業量の増によるものでございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費61万2,000円の減額は、利率の確定によるものでございます。

次の12ページをお開き願います。

資本的支出でございます。

主なものとして、1款資本的支出、1項建設改良費、2目施設改良費7,281万4,000円の増額は、配水管布設や布設がえ工事など工事請負費の増額でございます。

以上で議案第94号についての説明を終わります。

次に、議案第95号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について

ご説明申し上げます。

1 ページをごらんください。

第1条は総則でございます。

第2条は、収益的支出の予定額の補正でございます。1款工業用水道事業費用を49万1,000円増額し、工業用水道事業費用の予定額を2,948万5,000円に補正するものでございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。職員給与費を49万1,000円増額し、925万6,000円に改めるものでございます。

内容につきましては、最後のページになります8ページをごらんください。

収益的支出でございます。

1款工業用水道事業費用は、人事異動に伴う人件費の増額でございます。

以上で議案第95号についての説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

散会の宣告

○議長（藤枝 浩君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は9月5日に開きますので、ご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午後1時43分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 藤 枝 浩

署 名 議 員 萩 原 瑞 子

署 名 議 員 横 倉 き ん